

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3 (3)障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

②適正かつ公正負担な障がい者サービス

障がい者本人の希望を尊重して作成されたサービス利用計画案に基づき、支給決定が行われるよう相談支援体制を確立すること。また、障がい福祉サービスの利用者負担、施設居住費・食費、自立支援医療の自己負担などについては、障がい者の負担能力に配慮して、適正かつ公平な負担とすること。

（回答）

大阪府としては、市町村と連携して、相談支援内容の充実に向けた取組や相談支援人材の育成等を通じ、相談支援体制の充実を図ってまいります。

相談支援事業者の確保については、「今後の障がい者相談支援体制並びに地域移行・地域定着支援の進め方と留意事項」を各市町村にお示しし、その中で障がい種別毎の特定相談支援・一般相談支援・障がい児相談支援の機能を併せ持つ委託相談支援事業者の確保について働きかけております。

障がい福祉サービスの利用者負担については、国において、これまで累次の負担軽減措置がとられており、平成21年7月からは軽減措置の資産要件の撤廃、また、22年4月からは、市町村民税非課税世帯の障がい者等の利用者負担について無料化されています。

また、平成24年4月の障害者自立支援法の改正により、従来の応益負担から能力に応じた利用者負担（応能負担）が法律上に明文化されるとともに、利用者負担金の合計が一定額を超えた場合にその分が払い戻される「高額障がい者福祉サービス費」について、合計額の計算の際、補装具に係る利用者負担も含まれることとなっております。

なお、従前より施設入所者のうち生活保護受給世帯や市町村民税非課税世帯の方に対しては、食費及び光熱水費の実費負担を軽減するため特定障害者特別給付費（補足給付）が設けられている他、通所サービス利用者の食費についても、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯及び一般世帯でも一定の場合には軽減される経過的措置が行われています。

大阪府としては、支給決定にあたっては、利用者が真に必要な支援をうけることができるように、その置かれている環境や利用者のニーズ、意向といった勘案事項等も十分に勘案の上、一人ひとりの実情に応じた支給決定を行うよう、市町村に指導、助言を行うとともに、適切な利用者負担について今後とも必要に応じ国に働きかけてまいりたいと考えています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課・地域生活支援課